

獣医療分野で放射線作業に従事する皆様へ ～安心・安全なX線診療のために～

被ばく線量の見える化のために適切に線量計を装着しましょう



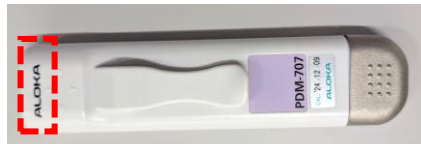
線量計装着チェックポイント

- 線量計を施設のルールに従い装着している
- 男性は胸部、女性は腹部に装着している
- 線量計の放射線検出部分を外に向けて装着

※放射線検出面の向きで測定値が変わります。
※ラベルの面を正面にしましょう。



バッジ型



電子ポケット型

一撮影時、外部被ばくの低減の三原則を実践しましょう

時間

事前準備で撮影時間を短くする

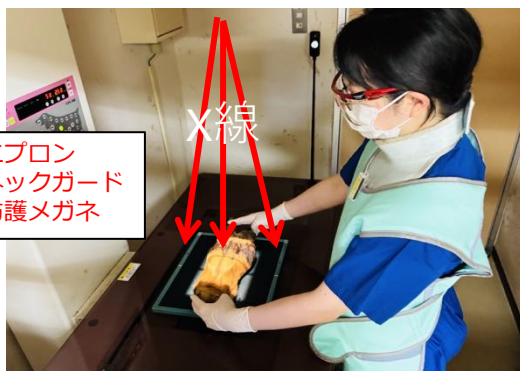
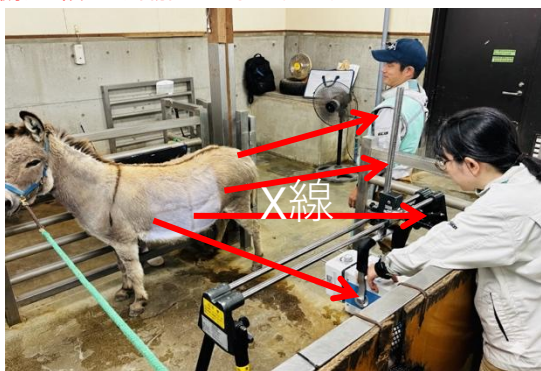
※再撮影は被ばく増加につながります

距離

動物から離れる
(立ち位置を意識する)

遮蔽

防護具を正しく
選択・使用する



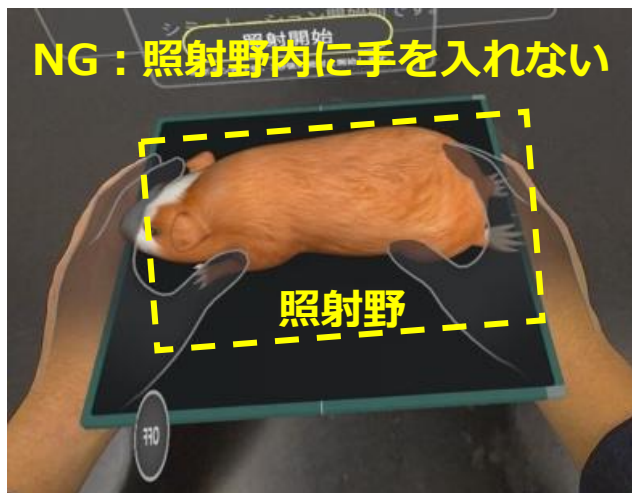
用手保定するときのポイント

照射野外で保定することで手指の被ばくが大幅に低減できます。
また手指の被ばく測定も有効です。

手指用被ばく線量計



NG: 照射野内に手を入れない



～御礼～

本資料で使用した画像の提供者に感謝いたします。

～獣医療に関わる放射線管理・法定事項～

被ばくの低減・被ばくの限度の遵守・管理区域の設定

□事業者は、働く方の被ばくをできる限り低減するよう努めるとともに、放射線業務従事者の被ばく限度(※1)を遵守しなければなりません。

※1 実効線量が5年につき100mSvかつ1年間につき50mSvを超えない
皮膚の等価線量限度は1年間につき500mSv

□事業者は、設定した管理区域(※2)を標識で明示して、必要のある者以外の立ち入りを禁止し、管理区域の内の見やすい場所に、線量計の装着に関する注意事項などを掲示しなければなりません。

※2 管理区域とは実効線量が1.3mSv/3月を超えるおそれのある区域など



標識の例

線量記録の取り扱い

□事業者は放射線業務従事者に①線量の測定結果と②電離放射線健康診断の結果を必ずお知らせしなければなりません。

□①については30年間の保存。②については所定の様式(※3)により所轄の労働基準監督署へ提出する必要があります。

※3 電離放射線健康診断結果報告書様式

電離健診様式

検索



□X線撮影を行った際は、撮影条件(管電圧・管電流・撮影部位等)を記録し、適切に保管しましょう。

放射線安全教育の実施

□電離放射線障害予防規則では、放射線を取り扱う前(特別教育)

□獣医療法施行規則(※4)では、放射線を取り扱う前と1年を超えないごとに教育訓練及び研修を行わなければなりません。

※4 次に掲げる項目について教育及び訓練を施さなければならない

- 一. 放射線の人体に与える影響
- 二. 放射線診療装置の取り扱い
- 三. 放射線診療装置等による放射線障害の予防に関する法令
- 四. 放射線障害の予防に関する規定



放射線管理や教育の実施についてお困りの方はお気軽にご連絡ください。


日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会 獣医療放射線防護教育分科会 代表

産業医科大学 産業生態科学研究所 放射線衛生管理学研究室 助教

永元啓介



放射線管理・法定事項チェックリスト

	放射線安全管理チェック項目	根拠法令
<input type="checkbox"/>	働く人の被ばく低減に努め、被ばく限度を守っていますか？（線量計や放射線防護具などの配布）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電離則※1 第一条 ➤ 獣医療法施行規則 第十三条
<input type="checkbox"/>	被ばくの可能性がある場所である管理区域を設定し、標識を掲示していますか？ <div style="text-align: right;">  <p>標識の例▶</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電離則 第三条 ➤ 獣医療法施行規則 第六条
<input type="checkbox"/>	線量計の測定結果を本人に伝えていますか？ また、その記録を保存していますか？※2	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電離則 第八条 第九条 ➤ 獣医療法施行規則 第十五条
<input type="checkbox"/>	X線撮影ごとに照射録（撮影条件・撮影年月日等）を記録し、保存していますか？	➤ 獣医療法施行規則 第十九条
<input type="checkbox"/>	働く方に電離放射線健康診断を行い、それを保管し、従事者への通知していますか？また、それを労働基準監督署へ提出していますか？	➤ 電離則 第五十六～五十八条
<input type="checkbox"/>	働く人が放射線を取り扱う前に、特別教育を行っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電離則 第五十二条の五 ➤ 獣医療法施行規則 第十六条
<input type="checkbox"/>	また、1年を超えないごとに放射線に関する教育訓練及び研修を行っていますか？※3	➤ 獣医療法施行規則 第十六条

※1 電離則：電離放射線障害予防規則

※2 線量の測定結果は電離則では30年、獣医療法施行規則では5年の保存です

※3 教育内容は次の通りです。

- 一. 放射線の人体に与える影響
- 二. 放射線診療装置等の安全取扱い
- 三. 放射線診療装置等による放射線障害の予防に関する法令
- 四. 放射線障害の予防に関する規定



放射線管理や教育の実施についてお困りの方はお気軽にご連絡ください。

日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会獣医療放射線防護教育分科会
 産業医科大学 産業生態科学研究所 放射線衛生管理学研究室
 永元啓介（助教）

